

令和4年11月28日

市川市勤労福祉センター本館を利用するみなさまへ

市川市勤労福祉センター

勤労福祉センター本館の使用基準の変更について

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、使用条件を制限して開館していますが、**令和4年12月1日から各部屋の定員を通常通りとし**、使用基準を一部変更いたします。つきましては、下記の使用基準をご理解のうえ、ご利用ください。

<使用時間> 午前9時から午後9時（21時）

注）第2研修室、第3会議室及び第4会議室は、当面の間、使用できません。

<使用基準> ※今後の感染拡大状況によって変更する場合があります。

そのほか、下記の基準を満たした団体と個人が使用できます。

- ① 館内では**必ずマスクを着用**してください。また、入館時には手指消毒をしてください。
例外として、2歳未満は保護者、運動する場合は利用者の判断によるものとします。
- ② 換気について
・**必ず30分ごとに窓と扉を開け、5分程度の換気を行ってください。**
・換気をしている間は、音を出さないでください。（例：一斉発声、楽器演奏等）
- ③ 周囲の人との距離は概ね2mを確保してください。
・運動する場合は、2m以上離れてください。
- ④ 「**活動内容に応じた制限**」（別紙1）を守ってください。
- ⑤ **館内で食事をとる際は、使用する室内で黙食にてお召し上がりください。**

★**部屋（机、イス等）の消毒は、利用した方にご協力をいただきます。**（消毒用品は窓口でお貸しします）

<定員> ※令和4年12月1日から各部屋の定員を通常通りとします。

部屋名	使用可能人数
第1研修室	18人
大会議室	217人
第2会議室	67人
和室	23人
会議・調理室	28人
体育館	（制限なし）

部屋名	使用可能人数
体育室	70人
茶室	23人
講習室	23人
第1会議室	40人
調理室	30人
集会室	32人

＜連絡事項＞

1. 「利用確認書」の提出は原則不要となりますが、引き続き以下の点にご注意ください。

- ・当日体調不良がある場合は、来館をお控えください。
- ・各団体で、参加者全員の氏名及び緊急連絡先を把握してください。

2. 体育館・体育室を利用する方へ

- ・汗等で床が濡れた場合は、危険なため、利用者がモップ掛け等を行ってください。

＜注意事項＞

1. 音を出す活動について

- ・他の利用者や近隣の方に迷惑をかけるような大きな音は出さないでください。
- ・施設の使用、活動について他の利用者や近隣から苦情があった場合、活動を停止していただく場合があります。

＜問い合わせ先＞ 市川市 商工業振興課

電話 047-704-4131（直通） 月曜日～金曜日 8:45～17:00